

## スノーリゾート再構築支援アドバイザー設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、長野県内のスノーリゾートの再構築に向け、地域の関連事業者等との対話を通じたマスタープランの作成や、グリーンシーズンにおける事業展開等の取組を支援するため、専門的知見や先行例をもとに助言や提言を行う「スノーリゾート再構築支援アドバイザー（以下、「アドバイザー」という。）」を設置するために必要な事項を定める。

### (アドバイザーの要件)

第2条 アドバイザーは、次の各号のいずれかを満たす者とする。

- (1) スキー場の運営及び新たな事業展開に関する専門的な知見を持つ者又は顕著な実績を有する者
- (2) スキー場を核とした観光地域づくりや公設スキー場のあり方についての専門的な知見を持つ者
- (3) その他アドバイザーの設置の趣旨に合致すると認められる者

### (委嘱)

第3条 長野県知事は、前条の要件を満たし、かつ次条に定める活動等に取り組む意欲を有する者から適当であると認める者をアドバイザーとして委嘱することができる。

### (活動等)

第4条 アドバイザーは、次の各号の活動を行うものとする。

- (1) 索道事業者、スキー場を擁する市町村やDMO等に対する助言や提言
- (2) 前項に関連し県が進める取組への助言や協力
- (3) その他、県が必要と認める活動

### (任期)

第5条 アドバイザーの任期は2年を上限とする。ただし、再任を妨げない。

### (諸経費)

第6条 アドバイザーの活動に係る諸経費の取扱いについては、別に定める。

### (守秘義務)

第7条 アドバイザーは、業務の遂行上知り得た秘密を外部に漏らしてはならない。アドバイザーを退いた後も同様とする。

### (事務局)

第8条 アドバイザーの設置に関する事務は、観光スポーツ部山岳高原観光課において行う。

### (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーの派遣に関し必要な事項は「スノーリゾート再構築支援アドバイザー派遣実施要領」に定める。

附則

(施行期日)

この要綱は、令和6年11月21日から施行する。

## スノーリゾート再構築支援アドバイザー派遣実施要領

(派遣申請が可能な者)

第1条 スノーリゾート再構築支援アドバイザー設置要綱第2条で定めるスノーリゾート再構築支援アドバイザー(以下、「アドバイザー」という。)の派遣を申請できる者は、長野県内の索道事業者、スキー場を擁する市町村、DMO等スノーリゾートの再構築に取り組む意欲をもつ者(以下、「県内索道事業者等」という。)とする。

2 前項の規定に関わらず、次の者は派遣の申請をすることができない。

(1)長野県暴力団排除条例 以下「暴力団排除条例」という。第2条第1号に規定する暴力団

(2)暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員等

(3)暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

(派遣の申請)

第2条 アドバイザーの派遣を希望する県内索道事業者等は、「スノーリゾート再構築支援アドバイザー派遣申請書」(様式第1号)を長野県に提出する。

(アドバイザーの派遣)

第3条 長野県は、前条に規定する申請書の提出のあった者のうち、アドバイザーと相談内容の調整が完了した者(以下、「派遣対象者」という。)に対し、予算の範囲内でアドバイザーを派遣する。

2 長野県は、申込の内容を踏まえ、派遣の日程、場所等を「スノーリゾート再構築支援アドバイザー派遣決定通知」(様式第2号)により派遣対象者に通知する。

3 アドバイザーの相談形式は、以下のとおりとする。

(1) スキー場等現地への派遣

(2) オンライン

(3) 会議等へ出席

4 アドバイザーの派遣回数は、派遣対象者1者当たり1年度3回までとする。

5 アドバイザーの派遣に係る時間は、原則として1回当たり4時間以内とする。

6 アドバイザーの派遣先は、原則として、長野県内に限る。

7 アドバイザーの派遣に当たっては、長野県が指定する場所(原則として前項の派遣先の最寄り駅)から派遣先までの送迎及び現地での視察等に要する移動手段の確保は、派遣対象者の責任において行う。

(報告書の提出)

第4条 派遣対象者は派遣が終了した日の翌日から起算して14日以内もしくは年度末の最終開庁日のいずれか早い日までに「スノーリゾート再構築支援アドバイザー派遣実績報告書」(様式第3号)を長野県に提出する。

(費用弁償)

第5条 アドバイザーが派遣先へ赴く際の旅費は、県の規定に基づき、原則として派遣元か

ら派遣先の最寄り駅まで計上した費用を長野県が負担する。ただし最寄り駅から派遣先までの送迎及び現地での視察等に要する費用（派遣先での宿泊やリフト料金等）は派遣対象者の負担とする。

（報酬等）

第6条 前第3条に係るアドバイザーへの報酬は県が負担する。

（適用除外）

第7条 スノーリゾート再構築支援アドバイザー設置要綱第4条第2号に規定する活動については、前第2条から第4条までの規定を適用しない。